



PwC Thailand Tax Alert

#01/2025

タイにおけるピラー2 法案の成立



タイにおけるグローバル・ミニマム課税ルール(ピラー2) が緊急勅令に基づき施行

概要

2024年12月26日、タイのグローバル・ミニマム課税ルールに基づく「トップアップ税に関する緊急勅令 B.E. 2567(2024年)」(以下、「勅令」)が官報に正式に公布されました。本勅令は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。規定には、グローバル・ミニマム課税ルール(以下、「ピラー2」)の規則に基づく3つの課税メカニズムである(i)所得算入ルール(Income Inclusion Rule、以下「IIR」)、(ii)軽課税支払ルール(Undertaxed Payments Rule、以下「UTPR」)、(iii)国内ミニマム課税(Domestic Minimum Top-up Tax、以下「DMTT」)が含まれており、OECDのグローバル税源浸食防止モデルルール(GloBE ルール)に整合するように制定されています。なお、本勅令は財務省の管轄下にあり、歳入局によって施行されるものの、タイの歳入法典とは独立して運用されます。

本勅令の適用を受ける多国籍企業グループに所属する事業体は、本社がタイ国内または国外にあるかに関わらず、今後の影響を早急に評価し、コンプライアンスの準拠に備えることが推奨されます。

本ニュース・レターは、当該勅令に照らして、ピラー2 ルールの適用対象となる多国籍企業グループが取るべき必要な行動の概要について紹介します。

詳細

適用対象企業

本勅令は、直前の4事業年度のうち少なくとも2事業年度におけるタイバーツ建ての連結売上高が7億5,000万ユーロ相当以上となる多国籍企業グループに所属しているタイの事業体に対して適用されます。GloBE ルールと同様に、本勅令は、政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金、最終親会社である投資ファンド、およびその他法令で定める特定の法人は適用の対象外となります。

トップアップ税の決定

本勅令は、国・地域の超過利益に対してトップアップ税率を適用することで税額を決定する国・地域ベースのトップアップ税が導入されています。これには、特別な事情から発生する追加的なトップアップ税を含める調整が含まれ、GloBE ルールに従った国・地域の適格国内ミニマムトップアップ税(Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax、以下「QDMTT」)は除かれることになります。国・地域のトップアップ税率は、最低税率の15%から国・地域の実効税率を差し引いて計算されます。

現在、GloBE ルールに基づくセーフハーバーや経過措置などの救済措置に関する規定は含まれていませんが、当勅令は、今後トップアップ税やその他の法規制を軽減または免除するための勅令を公布する権限を当局に付与しています。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 149 countries with more than 370,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.

課税メカニズム

タイで支払うトップアップ税には、以下が対象に含まれます。

- **国内ミニマム課税(DMTT)**: 適用対象の多国籍企業グループに所属するタイの事業体は、タイにおける実効税率が 15%を下回った場合、トップアップ税を支払う必要があります。当該トップアップ税は、それぞれの 純 GloBE 所得の計算に基づいてタイの各事業体に割り当てられます。
- **所得算入ルール(IIR)**: タイに所在する最終親会社、中間親会社、または部分的被保有親事業体 (Partially owned parent entity)は、状況により、直接または間接的に持分を有する低税率の国・地域で発生するトップアップ税を支払う必要があります。
- **軽課税支払ルール(UTPR)**: 適用対象の多国籍企業グループに所属するタイの事業体は、他の課税メカニズムでは徴収されない低税率の国・地域からタイに割り当てられたトップアップ税を支払う必要があります。UTPRに基づいて徴収されるトップアップ税は、多国籍企業グループに所属するタイの各事業体に対して、それぞれの 純 GloBE 所得の計算に基づいて割り当てられます。

本勅令では、納税責任の割当が規定されていますが、グループ全体の納税責任を負う単一の事業体を指定することも可能です。しかし、割り当てられた事業体が支払いを滞納した場合、対象となる全てのタイの構成事業体が連帯して未納税額を負担することになります。

申告・納税手続

1. 通知書の提出

適用対象のタイの事業体は、構成事業体の中から代表して通知を行う单一の事業体を指定しない限り、最終親会社の会計年度終了の日から 15 力月以内に、歳入局に通知書を提出する必要があります。

通知書には、最終親会社、GloBE 情報申告書(GloBE Information Return、以下「GIR」)の代表提出事業体、および歳入局長が指定するその他の詳細が含まれている必要があります。

2. 税務申告

適用対象のタイの事業体は、最終親会社の会計年度終了の日から 15 力月以内に、歳入局に GIR を提出する必要があります。ただし、最終親会社、タイに所在する代表申告企業、またはタイと情報交換協定を有する国・地域に所在する事業体がすでに GIR を提出している場合、タイの事業体は歳入局に GIR を提出する必要はありません。

タイ国内で支払うトップアップ税に関するトップアップ税申告書も、最終親会社の会計年度終了の日から 15 力月以内に提出する必要があります。

本勅令の適用対象の多国籍企業グループにおける初年度の提出期限は、最終親会社の会計年度終了の日から 18 力月以内に延長されます。したがって、会計年度が 2025 年 12 月 31 日に終了する多国籍企業グループの場合、タイでの法定提出期限は 2027 年 6 月 30 日となります。

3. 加算税および延滞税

3.1 加算税

- GIR やトップアップ税申告書の内容を誤って申告した場合、不足税額に対して 100%の加算税が課されます。
- GIR やトップアップ税申告書の申告をしなかった場合、不足税額に対して 200%の加算税が課されます。

ただし、歳入局長が規定する手続きと規定に従い大臣の承認を得ることで、加算税の軽減または免除が可能です。

3.2 延滞税

- トップアップ税の不足税額に対して、不足税額を上限に、月あたり 1.5%の延滞税が課されます。延滞税は、所定の手続きおよび基準に従うことで月あたり 0.75%に減額することができます。

4. 還付請求

支払い超過分のトップアップ税の還付を請求できる期間は、各税務申告書の提出期限から3年間です。

5. 除斥期間

納税者による誤った申告、あるいは無申告の場合には、歳入局はトップアップ税申告書またはGIRを提出した日、もしくは提出期限から 5 年間は納税者に質問への回答を求める召喚状を発行でき、当該期間を 2 年間延長することも可能です。

トップアップ税の除斥期間は申告日から 10 年です。

PwC の見解:

- 本勅令は、GloBE ルールと密接に連携し、トップアップ税を支払う事業体のための仕組みを確立していますが、OECD から将来的に発行される具体的な執行ガイダンスや規定、手続き、および解釈をシームレスに統合できる柔軟性を持っています。
- 本勅令には現在、セーフハーバーや経過措置、選択権などの具体的な救済措置に関する仕組みは含まれていません。しかし、勅令の規定に基づき、これらは今後、下位法令で導入されることが予想されます。また、勅令には、タイの法律が OECD/G20 包括的枠組みで規定された、GloBE ルール、コメントリー、および執行ガイダンスと整合することを保証する具体的な条項が含まれています。この調整により、タイがピラー2を導入する際、標準的な GloBE ルールから意図的に逸脱しないことが担保されます。
- さらに、本勅令で規定されている会計基準の要件は、3 つの課税メカニズム全てにおいて OECD の GloBE ルールと整合しています。この整合性により、納税者や多国籍企業グループが財務会計や税務目的で作成する帳簿に必要な既存のデータに加えて、ピラー2 に準拠するための二重のデータを維持する必要がなくなり、負担が軽減されます。本勅令に基づくトップアップ税の計算の出発点は、最終親会社が連結財務諸表に採用した会計基準に基づく財務会計上の純利益または損失となります。

本勅令の適用を受ける多国籍企業グループに所属する事業体は、本社がタイ国内または国外にあるかに関わらず、関連法令の施行による開示および引当金設定のための財務会計基準を含め、今後の影響を早急に評価し、コンプライアンスの準備に備えることが推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**Orawan Phanitpojjamarn
Sukrit Srisakulchawla**

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

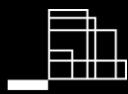
中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 149 countries with more than 370,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.